

- ④ ごみ等の処分は、出店者の責任でお願いします。油等使用する店については、必ずブルーシートを敷くなどの養生を行うようにしてください。また、終了後、出店場所の清掃をするようにしてください。
- ⑤ 出店許可となった出店者は、出石初午奉賛会経由で、豊岡南警察署長に対し道路使用許可申請を行い、許可を受ける必要がありますので、別途指定する期日までに出石初午奉賛会事務局まで提出してください。許可がない場合は出店することができません。また、道路使用許可申請に伴う費用は出店者の負担となります。
- ⑥ 道路使用許可申請書の提出があった場合においても、下記に該当する場合は申請を行いません。また、出店許可も取り消します。
 - ✓書類に不備がある場合や期日までに修正できない場合
 - ✓別途指定する期日までに出展負担金の納付がない場合
 - ✓その他出店を認めない事由が発生した場合
- ⑦ 出店日当日は、現場確認を行います。出展内容に変更がある場合は、速やかに変更の申し出を行ってください。なお、やむを得ず当日人員の変更がある場合は、変更者は運転免許証等顔写真入りの身分証明書を必ず携帯してください。
- ⑧ 露天での食品衛生管理に注意するほか、プロパンガス等火気を使用する露店については消火器を必ず準備してください。
- ⑨ 交通規制解除時刻（18：00時）までの撤収完了を厳守してください。

10. 今後のスケジュール

- ✓道路使用許可申請書提出期限 2月20日（木）
- ✓出展負担金納付期限 2月20日（木）
- ✓出店受付（許可者） 3月14日（金）午後1時～5時
3月15日（土）午前7時～9時

*上記の日程により、出石初午奉賛会事務局において、
道路使用許可書、出店許可書、注意事項指示書を交付いたします。

- ✓現場確認 3月15日（土）午前10時～

11. この件に関する問い合わせ先

出石初午奉賛会事務局（豊岡市商工会出石支部内）
〒668-0214 兵庫県豊岡市出石町内町 104
TEL 0796-52-2113